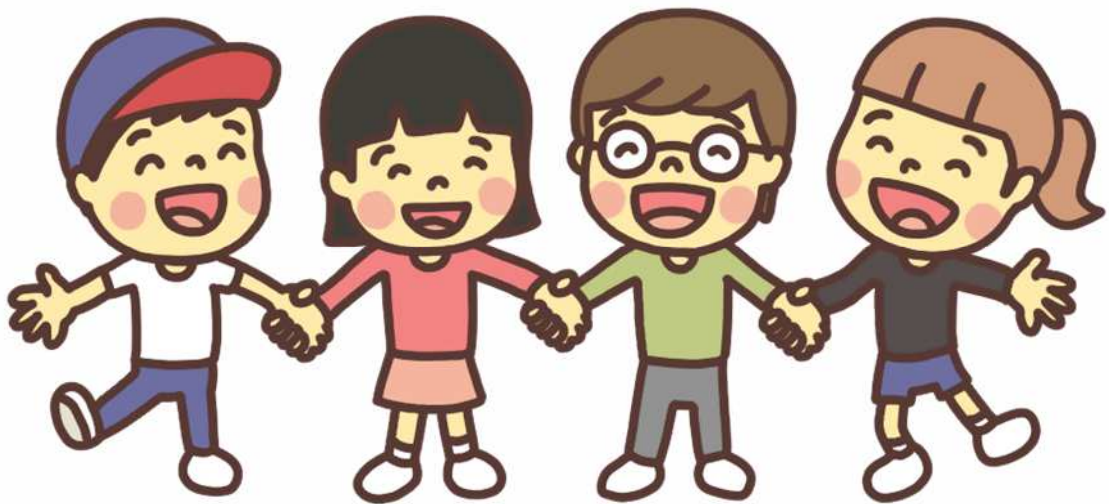


令和4年度

# さがみみ

(さがみはら子どもの権利相談室)

## 活動状況報告書



相模原市子どもの権利救済委員

# 目次

## I 子どもの権利救済委員のことば

- 1 中安救済委員 …………… 2ページ

## II 子どもの権利相談室について

- 1 子どもの権利相談室の概要 … 4ページ
- 2 相談・救済の流れ …………… 6ページ

## III 活動状況について

- 1 相談の状況 …………… 8ページ
- 2 相談事例 …………… 15ページ
- 3 広報・啓発 …………… 19ページ

## IV 参考資料

- 1 相模原市子どもの権利条例 … 24 ページ
- 2 子どもの権利救済委員名簿 … 27 ページ
- 3 子どもの権利相談員名簿 …… 27 ページ

## I 子どもの権利救済委員のことば

中安救済委員……2ページ



## I 子どもの権利救済委員から

### 子どもの気持ちを理解するとは？

相模原市子どもの権利救済委員 中安 恆太

いじめや虐待を受けている子どもが、SOS の声をあげるには勇気がいるだろう。周囲の大人に伝えることで、更に被害が酷くなるのではないかという不安や、いじめに関しては親に心配をかけたくない等の心理が働くからである。実際、虐待を経験して育った人の声には、周囲の大人に SOS を発信したら親に伝えてしまい、余計に虐待が酷くなったという声もある。また、「親は子どものことが心配だから厳しくするんだよ」と片付けられてしまったという声もある。

2022 年の児童福祉法改正の中には、「児童の意見聴取等の仕組みの整備」が都道府県の業務として位置付けられた。このような法整備が必要となった背景の一つとして、大人が適切に子どもの声を聴いて対処していないことがある。勇気を出して相談した声に対して、大人が「大したことはないよ」とか、一方的に「こうした方がよいよ」と誘導してしまうと、子どもは本音を言えなくなる。そのため、子どもは複雑な気持ちを聴いてほしいだけなのか、上手く言語化できないことに悩んでいるのか、誰かに伝えてほしいのか等のニーズを把握する必要がある。

子どもの権利相談室に電話してくる子ども達が、どれほどの勇気をもって電話してくるのか想像するだけで胸が痛くなる時がある。しかし、電話してきた子どもの全てが、最初から本音を話すことや、上手く言語化して話すことができるわけではない。まずは、子どもが信頼できる相談者であると理解してもらうため、傾聴・承認する姿勢が必要となる。その上で、悩みを整理し、解決策を子どもが主体的に考えられるよう引き出していく。相談の全てが直ぐに解決に向かうわけではないが、「自分の気持ちを理解してくれようと努めてくれた大人がいた」という印象を与えられるかどうか、子どもの権利相談室の大切な姿勢である。

## Ⅱ 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要・・・4ページ

2 相談・救済の流れ ……………6ページ



## II 子どもの権利相談室について

### I 子どもの権利相談室の概要

「さがみはら子どもの権利相談室」は、相模原市子どもの権利条例（平成27年3月23日制定）第17条に規定する、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の窓口として、平成27年11月2日に開設しました。

相談室には、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じています。

平成30年度から、子どもの権利相談室の愛称を「さがみみ」とし、より親しみやすい相談室を目指しています。

#### 目的

「相模原市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談や、本来一人の人間として尊重されるべきものとしての各種の要求・要望に応じる相談窓口を設置するものです。

相談窓口には、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置し、子ども自身や保護者等からの子どもへの権利侵害に関する相談に対し、傾聴や子ども自身の解決を支援するとともに、深刻な権利侵害が認められる場合には、解決に向けて調査・調整、是正の要請等を行います。

#### 設置場所

相模原市立青少年学習センター内（相模原市中央区矢部新町3-15）

#### 開設日時

月～金曜日 午後1時から午後8時まで

土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの休所日を除きます。

#### 対象

・18歳未満で、市内在住、在勤、在学する人

・18歳を超えても、市内の子どもに関わる施設に通学、通所、入所している人

※本人以外でも、対象の子どもへの権利の侵害に関する事項は相談できます。

#### 相談方法

電話（子ども専用はフリーダイヤル、大人は一般用電話）、面談

## 対 応

- ・傾聴、アドバイス、他制度紹介などを行います。
- ・権利侵害の解決のために必要な場合は、子どもの権利救済委員が調査、調整、改善要請等を行います。

## 体 制

### 相模原市子どもの権利救済委員 3名（大学准教授、弁護士）

#### 【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談・救済の申出への対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整
- 権利侵害事案の相手方への改善要請、勧告

#### 【勤務形態】

各救済委員が月3回勤務

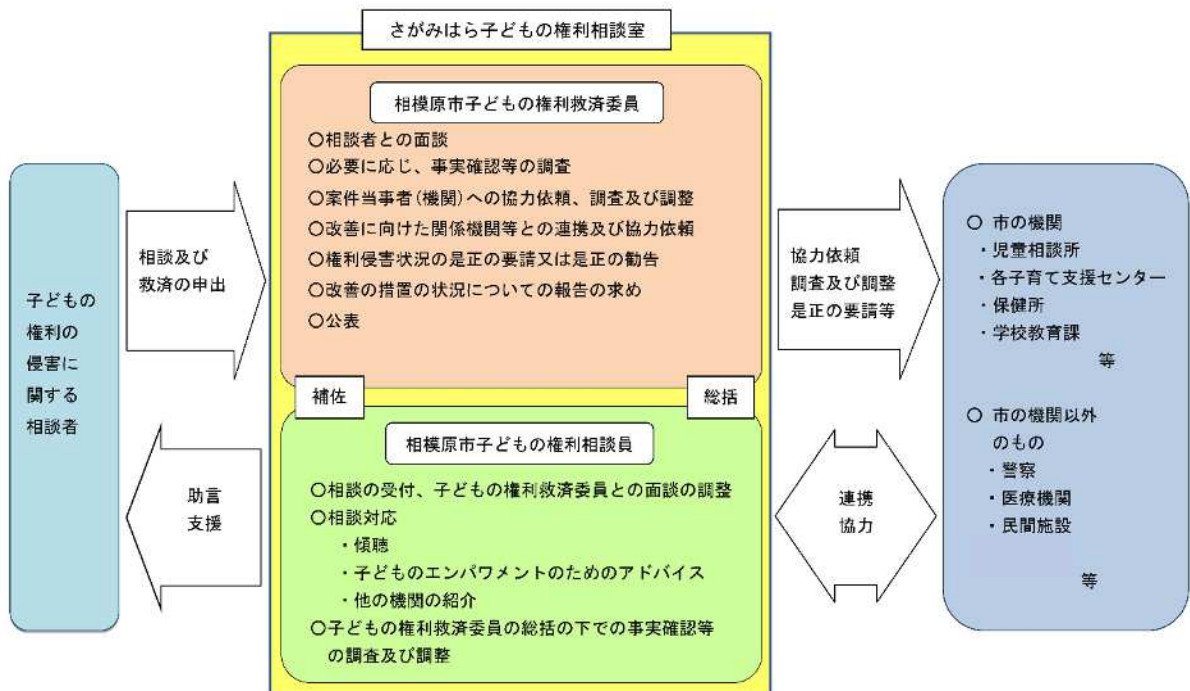
### 相模原市子どもの権利相談員 4名

#### 【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談、救済申立の受付
- 電話相談・来所相談の対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整

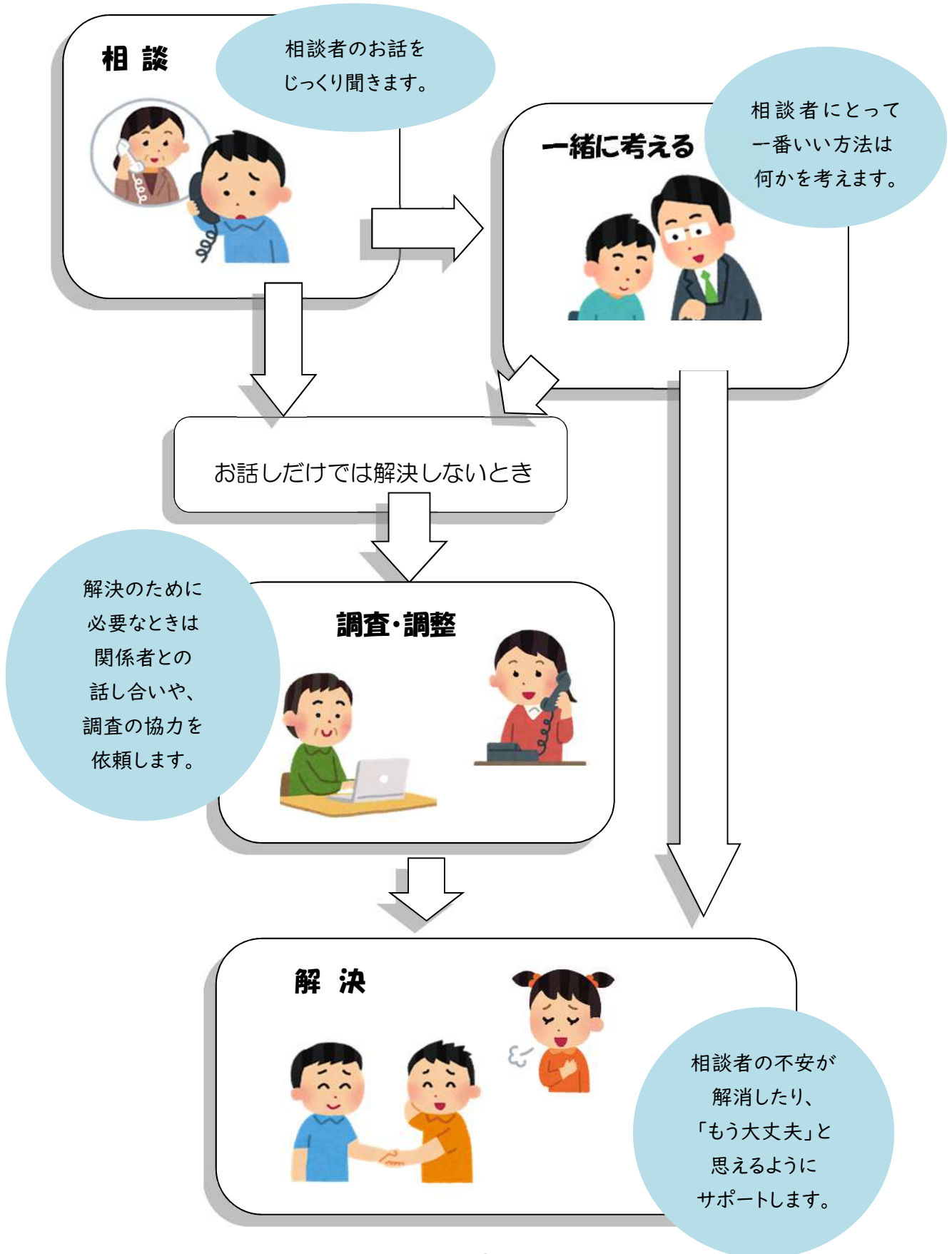
#### 【勤務形態】

週6日を交代で毎日2名勤務



## 2 相談・救済の流れ

子ども自身では、権利侵害かどうか分からない場合がありますので、つらいと思ったときや、困ったときなどに、気軽に相談してもらえよう周知しています。





### Ⅲ 活動状況について

1 相談の状況…………… 8ページ

2 相談事例…………… 15 ページ

3 広報・啓発…………… 19 ページ



### Ⅲ 活動状況について

#### Ⅰ 相談の状況

##### ●令和4年度の相談について

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、こども家庭庁設置法が6月15日に成立、6月22日に法律第75号として公布され、子どもの権利に対する注目度が上昇した年でした。

今年度の相談件数は全体で105件、そのうち、新規の相談は83件でした。相談件数の総数としては昨年度より9件減りましたが、新規の相談件数は14件も増加しました。

相模原市内の子どもたちには、学校を通じて、定規型の周知カードや広報誌「さがみみレター」を配付しています。それらが子どもたちの手元に届いたタイミングになると、相談の電話が増えてきます。デジタル化が進む社会においても、紙媒体によるお知らせは効果的である考え、今年度はさがみみレターの発行回数を2回に増やしました。

さがみみが平成27年11月に出来てから8年目、継続して子どもたちに向けて情報発信をして存在をアピールしてきました。これからも、子どもたちの心の片隅にいて「困ったことがあったら、いつでも頼れる“さがみみ”という場所がある」と思ってもらえるような相談室を目指します。

##### ●主訴(内容)別の相談について

一番多かったのは「友人関係」に関する相談が47件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響で減っていた日常的な「人との関わり」が戻ってきたこと、また、学校生活でもより深くお友達との時間を過ごすことが増えたことで、子どもたちも友達との関わり方に悩むことが増えたようでした。人付き合いに慣れた大人ではささいなことでも、子どもたちにとっては「初めての不安、悩み」ということもあります。子どもたちの考える力、他者を尊重しておもむかせる力など、子どもたちが元から持っている力を信じ、そこを伸ばすように一緒に解決に向けて考える機会が多かったです。

続いて、「学校関係」が12件、「自分のこと」が11件、「家族関係」が9件、そして「いじめ」や「不登校」、「虐待」の相談がありました。

##### ●相談者別の相談について

「本人」からの新規相談が65件、「保護者」からの新規相談が16件、「本人及び保護者」からの相談が21件でした。

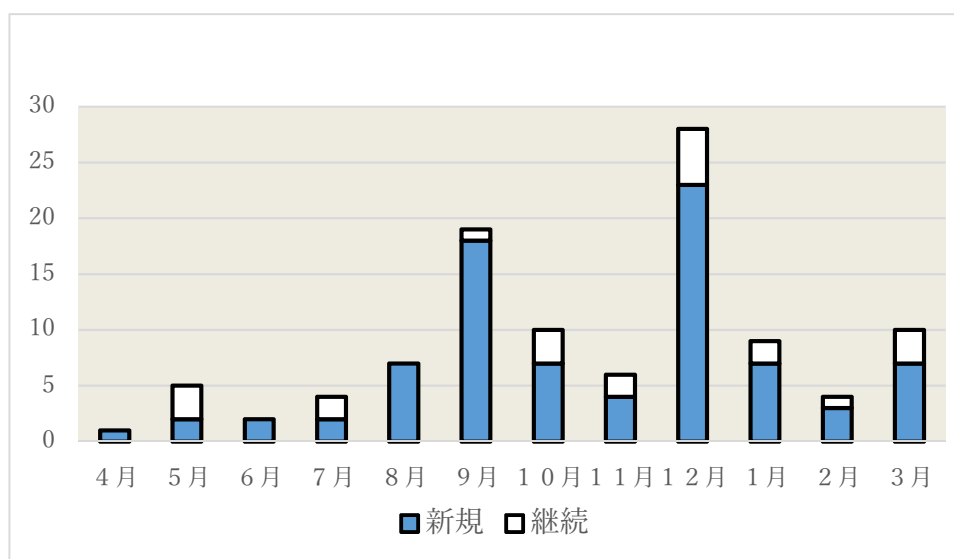
令和2年度から継続して「本人及び保護者」からの電話がゆるやかに増加しています。特に小学校低学年の子どもの場合、保護者と一緒に電話をかけてきたり、保護者から「ここに相談してみようか」と勧めてくれて子どもが電話をかけてくれたこともありました。固定電話がない家庭が増えている昨今でも、子どもと保護者の間でのコミュニケーションが取れているからこそ、電話で相談をしてくれるのだと感じました。

また、その逆の場合もあります。子どもと保護者のコミュニケーションがうまくいっていないのか、子どもの反抗に対する保護者からの相談、保護者の過干渉に対する子どもからの相談がありました。保護者からの電話であっても、さがみみでは、子どもが何を望み、何を思っているのかを聞きたいと思っています。保護者からの相談に続いて子どもからの話を聞きたくても、電話口に出てくれないなど子どもの声を聴くことができずにそれっきりになってしまうこともあるので、さがみみとして子どもからの話を聴くにはどうしたらいいか、様々な場面での対応をしていかなければいけないと思いました。

## 相談の受付状況

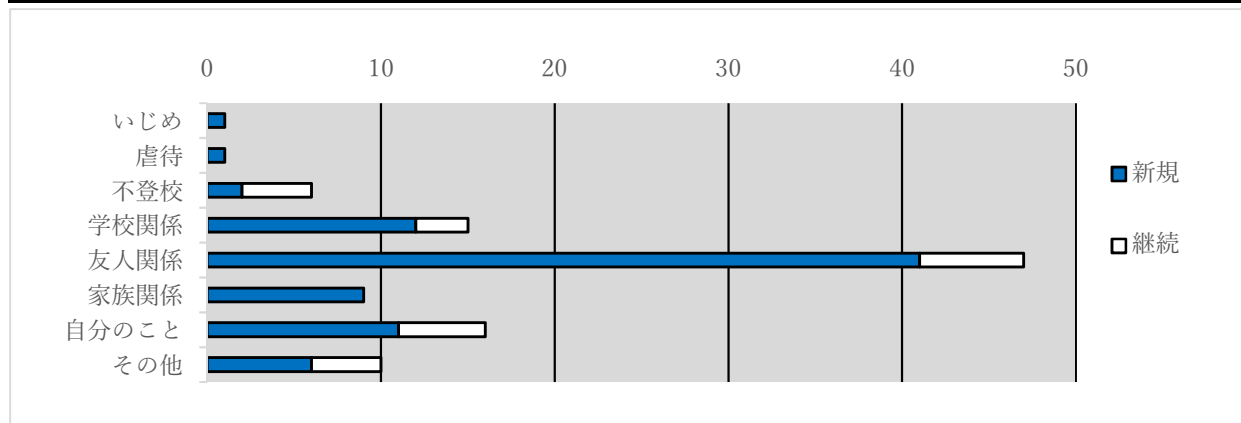
### 【月別内訳】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新規相談受付件数	1	2	2	2	7	18	7	4	23	7	3	7	83
継続相談受付件数	0	3	0	2	0	1	3	2	5	2	1	3	22
延べ件数	1	5	2	4	7	19	10	6	28	9	4	10	105



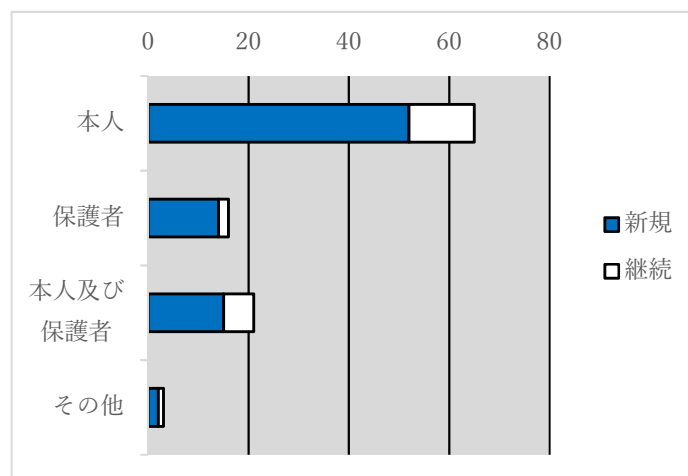
【相談の内容】

相談内容	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
新規相談件数	1	1	2	12	41	9	11	6	83
継続相談件数	0	0	4	3	6	0	5	4	22
延べ件数	1	1	6	15	47	9	16	10	105



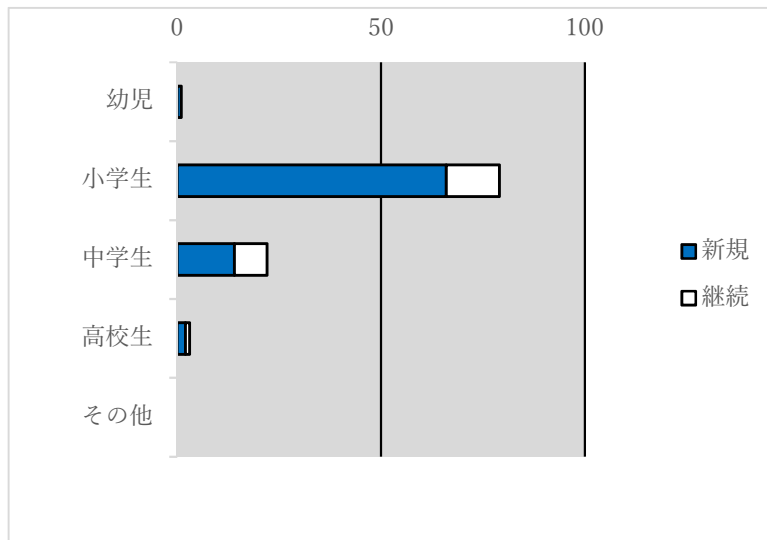
【相談者の内訳】

相談者	本人	保護者	本人・保護者	その他	計
新規相談件数	52	14	15	2	83
継続相談件数	13	2	6	1	22
延べ件数	65	16	21	3	105



【相談対象者の年代】

相談対象者	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
新規相談件数	1	66	14	2	0	83
継続相談件数	0	13	8	1	0	22
延べ件数	1	79	22	3	0	105



【設立時点からの相談の推移】

平成27年度 新規相談件数 12件 継続相談件数 5件 ※11月～3月の5か月間の集計

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	1	0	4	7	3	0	0	2	17

平成28年度 新規相談件数 86件 継続相談件数 87件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	10	1	0	26	34	13	54	35	173

平成29年度 新規相談件数 63件 継続相談件数 163件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	9	1	9	34	54	14	40	65	226

平成30年度 新規相談件数 96件 継続相談件数 97件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	7	3	2	24	65	13	42	37	193

令和元年度 新規相談件数 75件 継続相談件数 36件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	1	3	25	22	10	7	37	111

令和2年度 新規相談件数 68件 継続相談件数 16件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	5	4	11	16	9	21	12	84

令和3年度 新規相談件数 69件 継続相談件数 45件

【相談の内容】

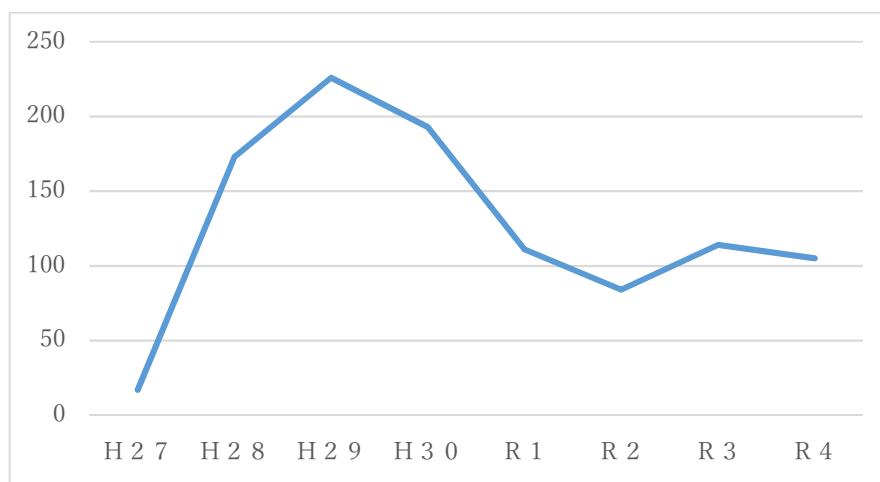
	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	8	1	6	18	29	17	17	18	114

令和4年度 新規相談件数 83 件 継続相談件数 22 件

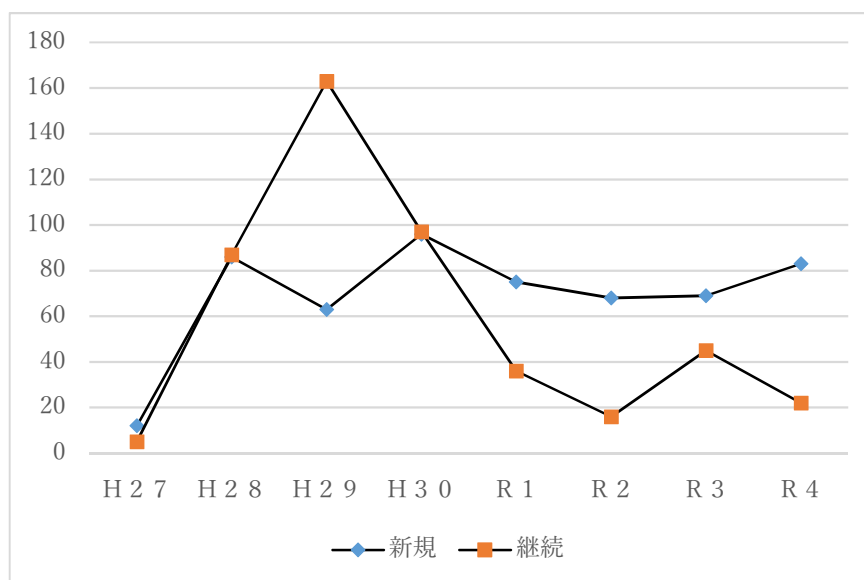
【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	1	1	6	15	47	9	16	10	105

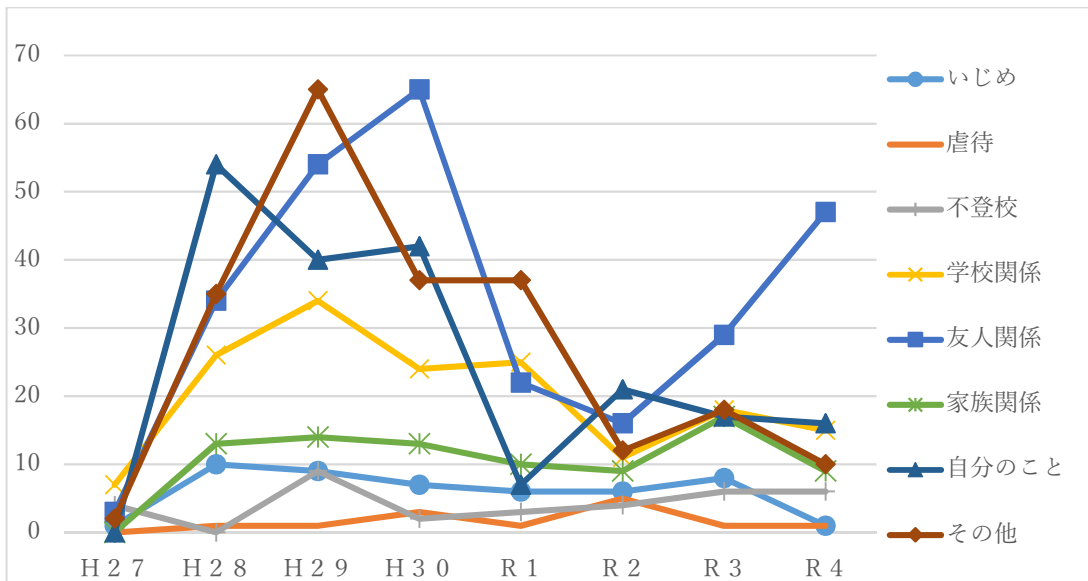
相談件数総数



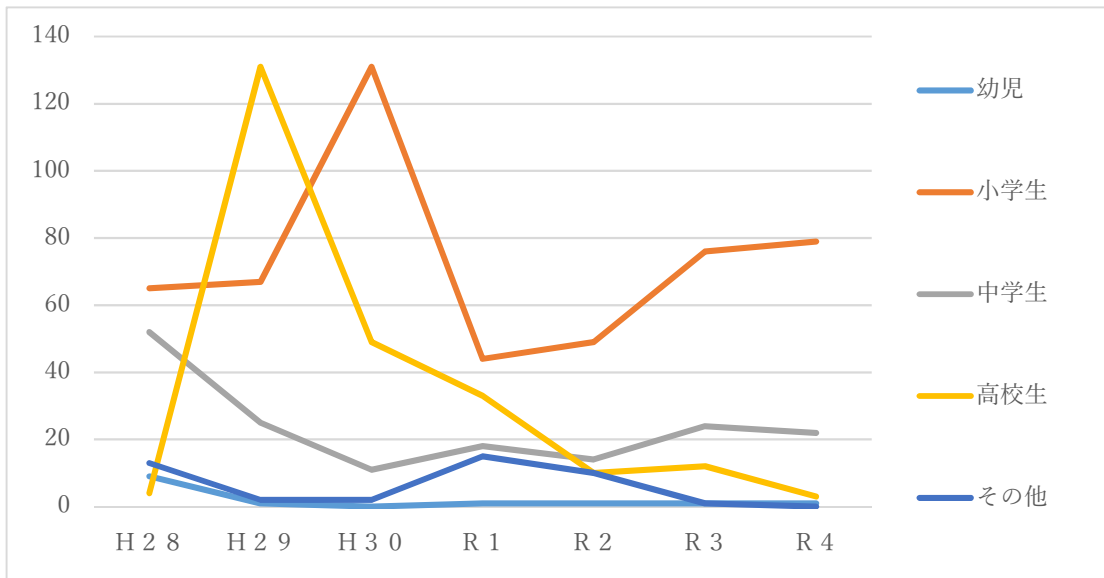
新規・継続別



### 主訴別



### 相談対象者別





## 2 相談事例

※プライバシー保護のため、実際の相談事例を基に変更・作成した相談事例です。

相談者及び 相談方法	概 要	
小学5年生 本人 電話	相 談	<p>「迷っていることがあります。」と迷いを話し出す。</p> <p>自分が参加したいイベントが2つ重なり、どちらに参加するか迷っている。2つともとても興味がありどちらにも参加をしてみたいが、どうしてよいかわからない。相談員の回答を聞いて参考にしたい。</p>
	経 過	<p>できるなら時間的なことで調整するという考え方があることを示しながら、このように相談の電話をして様々な人の意見を参考にすることは素晴らしいことであると伝える。</p> <p>その上で、最終的には自分にとって大切なことは何かということを考えて自分で決めるなど「自分に正直になること。自分にとって後悔しないこと。」が大切だと伝えて、後押しした。</p> <p>2つの選択肢から一つを選ぶ時には、どちらかを選ぶことにより得られるものや失うものがあることを考える方法を伝えながら、一緒に考えるのもよいと思った。</p>
小学校6年生 本人 電話	相 談	<p>中学校への進学を控え、友達が中学校の女子制服のことで不安で一杯であると言う。今までズボンをはいていてスカートをはいたことがないので不安であるようだ。中学校に行きたくないと言っているがどうしたら良いか。</p> <p>その友達は私の他に、両親にも相談はしているらしい。</p>
	経 過	<p>友達の不安な気持ちを受け止めてあげ、このように相談までしている相談者のやさしさを誉める。</p> <p>両親の他にも、小学校の先生に相談をしたり中学校の説明会等を通して相談したりすることを進める。進学する中学校の対応がどのようなものであるかを確認する必要があることを友達に伝えてほしいことと同時に、制服の他にも不安や悩みがあったらその友達本人からの相談も待っていることを伝えてほしいと話した。</p> <p>(事務局注釈:本市教育委員会に確認すると、市立中学校ではスラックスやスカートを選択できる学校が増えているとのこと。)</p>

相談者及び 相談方法	概 要	
小学6年生 保護者 電話	相談	<p>子どもが小学5年生の時にクラスメイトとの間で不快な出来事があった。</p> <p>その際、口外したらいじめると脅されたので、担任に相談し、なんとなく謝罪してもらった感じにはなったものの、それ以上は子どもも騒ぎになることを拒んだので、しっかりとした解決には至らなかった。</p> <p>その後は何も起きていないが、6年生でまた同じクラスになった。このようなことが起きてもクラスを変えてもらえず、親としてできることがあったのではと思っている。</p> <p>もし同じ中学校に進学した場合にも同じクラスになるのではと心配があり、中学に進学するにあたり親ができることはないか。</p>
	経過	<p>小学校ではなく中学校との話し合いをしたい場合は、中学校に直接話しをするに至った経緯を時系列まとめ、面談時に具体的な内容で話ができるよう準備をすること、また、両親が自分の為に行動していること見せることができると、その姿だけでも子どもは安心するので、両親揃って行くのはどうかと助言した。</p> <p>しかし、今回のことについては、子ども自身がどう考えているのか聞くことができなかつたので、トラウマのようなことが起きていないか、当事者である子どもが望んでいない方向に誘導してしまっていないか、まずは子どもの気持ちを尊重した解決策を母親と考えることができたならよかったと思った。</p>
中学1年生 本人 電話	相談	<p>母親と口喧嘩をした。夏休みになり、家に居ると口うるさく指図されることが多くなった。兄弟はいないので一緒に買い物に行ったり、ゲームをすることもある。会話は多く明るい家族だと思っているが、この頃、一人の時間が欲しいと感じる。自分の部屋で、夏休みにしかできない時間を持ちたい。そう考えると、母親は自分に干渉し過ぎでは?と思えてきた。いつもは喧嘩をしたくないので、自分の部屋に移動するがしつこくされたため言い返してしまった。</p>
	経過	<p>入電時はかなり興奮気味だったが、丁寧に状況を説明してくれた。</p> <p>共感的に受けとめながら話を聞いているとだんだんと気持ちが落ち着いてきて、口喧嘩して母親と気まずい雰囲気になったのが悔やまれているというので、母親に話しかけられるか訊くと、夕飯までには謝ってみるようになった。</p> <p>母親への優しい思いや自分の立ち位置を冷静に捉えようとしていることを褒めた。今後は自分のペースも大事なことなので、お母さんに理解してもらえるように気持ちを伝えられると良いねと後押し、「大丈夫です」と言う言葉が聞けた。</p>

相談者及び 相談方法	概 要	
小学4年生 本人 電話	相 談	<p>授業中に手が挙げられない。以前、手を挙げて答えた時、みんなにシーンとされたことがあり、怖い、恥ずかしい気持ちが残ってしまって、それからなかなか勇気が持てない。友達、母親、担任の先生には相談している。</p>
	経 過	<p>相談者のクラスでは、手を挙げて発言すると褒美マークが貰えるので、みんな積極的に取り組んでいるとのこと。</p> <p>今は怖くて勇気が持てないが、すでに相談者自身が解決のために「周りからの協力や助言をもらうことで、これからの授業にどう取り組んでいけるか」と考えて行動しており、一歩前に進むために勇気を出そうと努力していることはみんなにも伝わるので、焦らずにがんばることを後押しした。</p>
中学生 本人 電話	相 談	<p>授業で担当の先生に、毎回自分の時だけ「え?」「声が小さい!」「聴こえない!」とみんなの前で聞き返される。そして授業中、何度もさされる。座席は前の方で、後ろの席のクラスメイトも、聞えていると言ってくれる。そのことでみんなは自分をなぐさめてくれる。いじめられたり、いじられたりすることはない。</p> <p>保護者に相談するも、「進学の結果にかかわることになるかもしれないから我慢をするよう」言われた。</p> <p>他の人には普通だから、なぜ自分だけこんなことをされるのか、怖くて辛い。</p>
	経 過	<p>先生の言動における不公平感や理不尽さは生徒を傷つけるものであり、人権侵害に関する調査・調整に入れる案件かと考えたが、今はまだ、本人はそれを望んでいないことが話しの全体像から伝わってきた。</p> <p>保護者も上記の返答なので、他に信頼できそうな先生はいるか問うと、ひとり頼れる先生がいるので、仲の良い友人に同行してもらい話をしてみると言う。</p> <p>泣き声になってもあなたの声はちゃんと聞えていて、声の大きさも気にならない、あなたは何も悪くないということ、また、泣くほど辛いのが、もう一度保護者に話して知っていてももらうことも必要だと伝える。</p> <p>友達の力を借りると決めてから、泣き声ではなくなった。「頑張ってみます!」と言うので、頑張り過ぎないで、周りの力借りよう再度促した。</p>

相談者及び 相談方法	概 要	
小学6年生 本人 電話	相談	<p>同じクラスの A さんは仕切りやで命令してくる。習い事の日、自分の母は私と A さんを車で送ってくれた。そのことを、A さんは迷惑のような言いかたをした。母に対して失礼だと思った。</p> <p>今日は、体育の時 A さんの蹴ったボールが 2 回も自分に当たった。謝ってくれたけれど無視した。「あんたのことが嫌いだ」とも言った。</p>
	経過	<p>泣きながら訴える本人の怒りや不満の気持ちに寄り添いながら、丁寧に話を聞いているうちに、A さんの言動で嫌な気持ちになって不満はあったが、無視したり、「嫌いだ」と言ってしまった自分の言動を責めた涙だと、相談者自ら気が付くことができた。</p> <p>そして、嫌な気持ちもあったけれど、自分が A さんにしたことはよくない、自分がされたいやなことだから謝る、と話してくれた。</p> <p>一緒に気持ちの整理をすることができ、相談者が勇気とやさしさ持っているからこそ出すことができた答えなので、それを本人に伝えた。</p>
小学3年生 本人 電話	相談	<p>挙手しても指名してもらえないことと、体育のゲームでミスをすると同じチームの人から攻められることがすごく嫌だ。発言した人が指名するやり方で、いくら手を挙げてても指名してもらえないし、体育は得意ではないから失敗してしまう。</p> <p>始めはちょっとだったけれど何度も言われると、体育がなければいいと思うようになった。</p> <p>保護者に相談したら「さがみみ」に電話してみたらとアドバイスされた。</p>
	経過	<p>いじめや暴力的なことを確かめると、それはないとのことだった。</p> <p>指名してもらえないことやミスを責められた時の気持ちを聞くと「いじわるのような…」という返事だったが、本当はつらい様子で、相談者本人としては、「自分は一生懸命やっている。頑張っていることをみんなにわかってもらいたい」という気持ちがあると言っていた。</p> <p>保護者には何でも相談しているとのことなので電話を変ってもらおうと、「本人には身体的特徴があり、配慮してほしい」と先生にお願いしているとのことだった。</p> <p>あらためて先生に本人が辛い思いをしている事を伝えて相談することを提案し、相談者には「あなたが頑張っていることはとても伝わった。電話してきてくれてありがとう」と伝えた。</p>

### 3 広報・啓発

印刷物

#### ○ 子どもの権利相談室リーフレット

#### ○ 子どもの権利条例学習用パンフレット(学校学習に活用)

(小学生用)

(中学生用)

○ 子どもの権利条例 周知用リーフレットへの掲載

※令和3年度から青少年健全育成啓発リーフレットと統合し、掲載



○ 周知用カード(定規型)の配布



○ 教室掲示用ポスター



○ 広報誌「さがみみレーター」の発行 ※今年度から年2回に増えました!

(小学生用)

No.1

さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

# さがみみレーター

こんにちは、さがみみです。

みなさんは、「困ったな」「嫌だな」と感じたときどうしていますか?

4 1

「さあ、さあ...」

「はい、ささがみみです。」

2 3

「いやなことがあったから、だれかにぞんざんしたいんだ。」

「もしもし?」

「どうしたの?」

たとえばこんなとき

\* ぼんどうは、なかなかしたいんだけど... \* 無視されちゃった...

\* 「やめて!」どいともやめてくれない! \* 家にもて落さっちゃう!

**0120-786-108** に電話してみよう!

お電話が通じなくても大丈夫。ひみつけ守るよ。匿名や相談は無料です。

**さがみみ** ☎ 0120-786-108

げんき 元気のないあなたへ

私の4歳になる息子がよく見ているユーチューブ動画は「みんな元気ー?」という言葉で始まります。みなさんは元気に過ごしていますか?

もし、元気のない人は、その理由が「帰帰はすれにされた」「嫌なことをいつも言われる」とか、「だれも自分の気持ちを分かってくれない」「自分の気持ちを伝える大人がない」という時は、さがみみに電話してね。みんなの「じいじ」や「ばあば」くらい年齢の楽しい大人が電話に出て、どうしたら元気になるのか一緒に考えてくれるよ。

(中安 教 済 委員)

新編南市のホームページでもさがみみレーター公開中! これから紙を掲載していくのでぜひ見てください

ホームページはこちら

0120-786-108 (24時間受付)

相談時間 月～金曜日 午前10時～午後5時

相談場所 さいたま市立中央図書館 4階 市民サービスセンター

休みの日 祝日 年末年始

〒330-0855 さいたま市中央区南區関本4-1-1

TEL 048-852-1111

さがみみ 子どもの権利相談室 (協議南市こども・若者支援課)

2022年度 小学生版

No.2

さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

# さがみみレーター

2022年度 第2号

みなさん、こんにちは!

おうちや学校、話し事など心地よい時間を過ごさせていますか?

うれしいことや、悲しかったり、困っていたりすることを、おうちの人や友達に話せていますか?

話したい、聴いてほしい、なんとかしたいと思った時、誰かに話す勇氣や、自分で考えて動き出す力を蓄えてほしいと、さがみみは願っています。

そんな力を蓄えるお手伝い、話を聴いて、一緒に悩んでくれるところがさがみみです。

**どんな相談の電話があるのかな?**

\* せうだいけんをきくと、いつもしんぱんが叫ばれる。だれから? どんなきもちがしているの? さいまどんなきもちなの?

\* なかよしだっどもどちが、しんぱんをさすようにひた... さいつごころからかな?

\*...あの... せうしをきいてくれますか...? さいつくりでいいよ。まってるからね。

聴いてほしいな...「さがみみ」に電話してみようかな

さがみみに電話をするときは

でんわばんごう

**0120-786-108**

かた おとな とき

**おうちの方・大人がかける時**

**042-786-1894**

● おうちの電話・携帯電話・公衆電話からかけられるよ。

♪ 公衆電話でかける時

災害時のことも考えて公衆電話の場所を知っておくと良いね。

いつでもかけて欲しいけど、行き帰り十分気をつけてね。

- 10円を持って公衆電話に行く。
- 10円を入れる。
- 0120-786-108 と番号を押す。
- さがみみにつながる。10円のままお話しできる。
- お話しが終わり、電話を切ると10円が戻ってくる。

どんな人が出るのかな～

こんなことを話しているのかな～

いいのですね

まずは電話をしてください

ひみつけ守ります

お話をよく聴きます

どうしたらいいか

あなたにとって『できること』は

どんなことかをいっしょに

考えましょう

発行：さがみはら 子どもの権利相談室 (協議南市こども・若者支援課)

2022年度 第2号 小学生版

(中学生・高校生用)

No.1

さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

# さがみみレター

こんにちは、「さがみみ」です。

みなさんは、日常で困ったとき、悩みがあるとき、どうしていますか？友だちや周りの大人に相談出来ればよいのですが、ちょっと話づらいことってありませんよね。そんなときは、「さがみみ」に気軽に相談してください。あなたの話を真剣に聞いて一緒に考えます。

友だちに無視されているみたいで悲しい、つらい。

親が自分の話を聞いてくれない、いつもクワンばかり、構りたくない。

友だちの話についていけない、本当は嫌なんだけど仲間はずれていられるのが怖くて断れない、どうしたらいいの？

部活をやめたいけどやめられないよ～！

例えばこんなとき

さがみみへ ☎ 0120-786-108

お金がかかりません 名前も言わなくてもいいよ

気軽に電話してね!! 秘密は守るよ!!

さがみみ ☎ 0120-786-108

対人関係に悩んでいるあなたへ


先日、「私のメンタルは豆腐なんです」と話している方がいました。いつも他人の顔を覗き、コミュニケーションの取り方に悩んでいるように思いました。皆さんも家族・友人・先輩・先生等とのコミュニケーションの取り方に悩んだ経験はあるのではないのでしょうか。

対人関係の悩みを抱えた時、皆さんはどのような方法で解決を回ろうとしますか？直接対象となる人に伝える方もいるでしょう。しかし、直接伝えることが難しい、伝えづらいと感じる相手の時はどうでしょう？その時は、誰かに話すことに加え、絵を描いてみる、音楽を聴いてみる等、楽しいと感じることを実践しているのかもしれない。しかし、悩みの解決策がなかなか見出せない時は、好きなことをして一瞬気分が変化しても、また、不安や恐れを抱いてしまいます。その不安な気持ち、恐れを抱く気持ちは、自分の中に閉じ込めることもできます。しかし、閉じ込めることでは根本的な解決にはなりません。

そのような時、解決策の1つとして「さがみみ」があります。悩みを解決するために特効薬のようなものではありませんが、「さがみみ」の相談員の人たちは皆さんに寄り添い、今の気持ちを整理しながら解決策を一緒に考えてくれます。

(中安教済委員)

相模原市のホームページでもさがみみレターを公開中!!  
これから時々掲載していくのでぜひ見てください



ホームページはこちら

<さがみみ相談チーム紹介>

～電話をする、相談をするということは、とても勇気がいるし、いろいろな不安もあると思います。でも!あなたの話を真剣に聞いて一緒に考える大人がいることを知っててください～

子どもの権利教済委員

子どもの権利相談員

(私たちが初めて相談、お話しをさせていただきます)

発行: さがみはら子どもの権利相談室 (相模原市子ども・若者支援課) 2022年度

No.2

さがみはら子どもの権利相談室 さがみみ 令和4年度 No.2号

# さがみみレター

こんにちは、「さがみみ」です。あなたは今、悩んだり困ったりしていることはありませんか？友だちや周りの大人に相談出来ればよいのですが、ちょっと話づらいことってありませんよね。そんなときは、「さがみみ」に気軽に相談してください。

さがみみ ☎ 0120-786-108

子ども権利とは？

子どもが生まれたときから持っている幸せに生きる権利のことです。子どもたちが自分らしく生き、自分を大切に生活していくことが保障されています。

子どもの権利は、大きく分けて **生きる権利**・**守られる権利**・**参加する権利**の4つの権利があります。

相模原市子どもの権利条例とは？

相模原市子どもの権利条例とは、さがみはらの子どもたちが幸せに生きる権利を守る仕組みを定めた条例です。

【相模原市子どもの権利条例 第1条(目的)】  
この条例は、子どもが生きまうとき、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自分の大切な権利を理解できるように支援することにより、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

さがみみは、この条例に基づいて設置されている相談室です。子どもにとって何が一番大切かを一緒に考え、自らが決め行動できることを支援しています。一緒に問題解決に向けて取り組んでいきましょう! 迷っているとき、困っているとき、不安なとき、人は安心できる場所での気持ちを話すと、心が安定します。心が安定すると前向きになれると思います。名前も学校名も言いたくなければ言わないで大丈夫。秘密は守ります。事情や気持ちや意見を「聴ける大人」がさがみみにはいます。

救済委員

相談員

子どもの権利相談室「さがみみ」への連絡は

携帯電話・公衆電話からは無料でかけられます。

フリーダイヤルなので無料です!  
「さがみみ」は JR 横浜線 矢部駅北口より徒歩3分です。  
相模原市立青少年学習センター内

●公衆電話の利用方法

- ① 最初に10円を入れます。
- ② フリーダイヤル **0120-786-108** を押します。
- ③ 相談員と話します。
- ④ 電話を切るとその10円が戻ってきます。

◆◆あなたの話を真剣に聴いて一緒に考えます◆◆

電話や面談で受け付けています。秘密は守ります。

不安なこと、嬉しいこと、困ったことがあったら『さがみみ』へ気軽に連絡してください。

一緒に問題解決に向けて取り組んでいきましょう!

さがみみには、いじめ・不登校・心身の悩み・交友関係・学校の対応・家族関係の悩みなどが寄せられています。

発行: さがみはら子どもの権利相談室 (相模原市子ども・若者支援課) 2022年度 No.2号 中学生・高校生版



## IV 参考資料

1 相模原市子どもの権利条例・・・24ページ

2 子どもの権利救済委員名簿・・・27ページ

3 子どもの権利相談員名簿 ……27ページ



# ○相模原市子どもの権利条例

平成27年3月23日  
条例第19号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 子どもの権利(第3条―第7条)
- 第3章 子どもの権利の保障(第8条―第12条)
- 第4章 子どもの意見表明及び参加(第13条・第14条)
- 第5章 子育て家庭への支援(第15条・第16条)
- 第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第17条―第30条)
- 第7章 子どもに関する施策の推進(第31条・第32条)
- 第8章 雑則(第33条)

### 附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとになることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

## 第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障と尊重)

第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。

(4) いかなる理由によっても差別をされないこと。

(5) 安全な環境において生活ができること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

(2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

(3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動を行うことにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

(2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

(3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

(4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

(5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分の意見を表明すること。

- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

### 第3章 子どもの権利の保障

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

(施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。

4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。

5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(子どもの居場所の確保)

第12条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

### 第4章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び

取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

### 第5章 子育て家庭への支援

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

### 第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とします。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができます。

(解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。

(3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。

(4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。(救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(相談及び救済の申出)

第22条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに関するもの

(2) 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限ります。)

2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。(調査及び調整)

第23条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。

2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査を行うことができます。

4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第24条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(4) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(市の機関に対する是正の要請等)

第25条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

(市の機関以外のものに対する是正の要請)

第26条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

(報告及び公表)

第27条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員への協力)

第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

(子どもの権利相談員)

第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

## 第7章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

(子どもの権利の日)

第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

## 第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。ただし、第6章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

## ○子どもの権利救済委員 名簿

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

職名	氏名	役職等
子どもの権利 救済委員	中安 恆太	和泉短期大学 准教授
	中山 志歩	神奈川県弁護士会 弁護士
	内海 光弥	神奈川県弁護士会 弁護士

## ○子どもの権利相談員 名簿

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

職名	氏名
子どもの権利 相談員	青木 妙
	岡本 昭三
	田中 友枝
	若本 英子



## 令和4年度さがみはら子どもの権利相談室活動状況報告書

令和5年7月発行

編集・発行 さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15  
相模原市立青少年学習センター内

相談専用電話 子ども専用 0120-<sup>なやむ</sup>786-<sup>とき</sup>108

大人の方用 042-786-1894

相談時間 月～金曜日 午後1時から午後8時まで  
土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの  
休所日を除きます。

事務局 相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課青少年学習センター

電話 042-751-0091

FAX 042-751-0092